



女性に対する暴力根絶の
ためのシンボルマーク

**11月12日～25日は、
『女性に対する暴力をなくす運動』期間**

配偶者や恋人など親密な関係にある、
またはあった者から振られる暴力(DV
[ドメスティック・バイオレンス])は、
人権を著しく侵害するものです。

多くの場合、暴力は繰り返し振られます。
命の危険を感じたという人も少なく
ありません。

もしも、暴力を受けて悩みを抱えている
ならば、ひとりで悩まず相談してくだ
さい。

一人で悩んでいませんか？
まずご相談ください

それ、すべてDVです！

身体的暴力

殴る、蹴る、平手で打つ、
物を投げる、首を絞めるなど

精神的暴力

話しかけても無視する、
暴言を浴びせる、おどす、
恥をかかせるなど

経済的暴力

生活費を渡さない、
外で働くことを禁じる、
金銭的な自由を与えないなど

社会的暴力

実家や友人とのつきあいを制限する、
電話やメールをチェックするなど

性的暴力

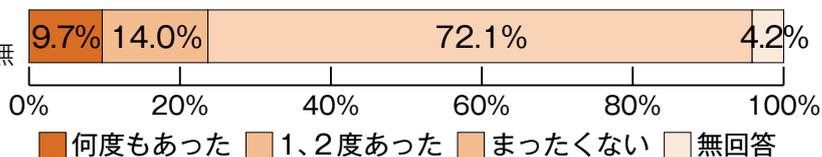
嫌がっているのに性行為を強要する、
アダルトビデオを無理やり見せる、
避妊に協力しないなど

女性へのDVの実態は…

女性の約4人に1人は被害経験があり、
約10人に1人は何度も受けている。

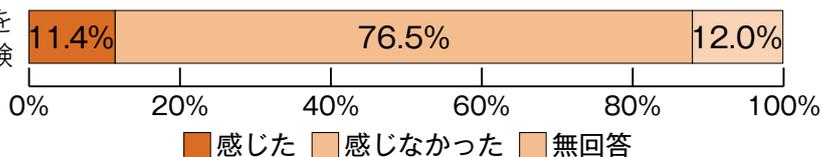
結婚後、女性の約4人
に1人がDVの被害者

配偶者からの
被害経験の有無



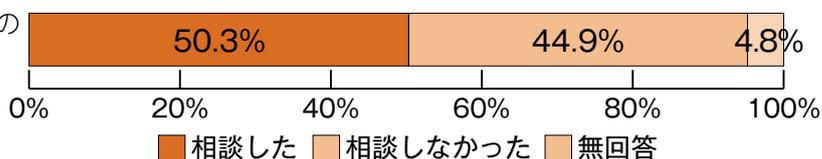
被害を受けた女性の
約9人に1人は命の危険
を感じた経験がある

命の危険を
感じた経験



被害を受けた女性の
約4割はどこにも相談
していない

配偶者からの被害の
相談の有無



出典:男女間における暴力に関する調査報告書<概要版>平成27年3月内閣府男女共同参画局

最近ではこんなDVや被害も！？

デートDV

女性が被害者となるだけでなく、加害者となる場合も！

デートDVとは、主に若年層の交際相手からの暴力を指します。デートDVも、殴る・蹴るなどの身体に対する暴力だけではなく、交際相手に「他の異性と会話をするな」などと命令したり、携帯電話の着信履歴やメールのチェック、自分の思いどおりに支配したり束縛したりしようとする態度や行動もデートDVです。

デートDVの多くが、加害者も被害者もDVの認識がないことが問題です。恋愛関係でも、あくまで相手とは対等であり、お互いを尊重することが大切です。自分の思いどおりにならないからといって、脅しや暴力で従わせようとするのは、愛ではありません。

<p>携帯電話の着信履歴やメールをチェックする</p>  <p>一方的に相手のプライバシーに入り込み、相手の人間関係を制限するのは暴力です。</p>	<p>「ばか」などと、傷つく呼び方をする</p>  <p>相手を傷つける言葉は暴力です。</p>	<p>自分の予定を優先させないと無視したり、不機嫌になったりする</p>  <p>相手の気持ちや都合を考えず、自分と一緒にいることを相手に強要するのは暴力です。</p>
<p>無理やり性的な行為をする</p>  <p>恋人同士でも、相手が嫌がっているのに無理やりセックスをすることは暴力です。</p>	<p>いつもおごらせる</p>  <p>交際相手の気持ちを考えず、いつもお金を払わせることも暴力になります。</p>	<p>思いどおりにならないと、どなったり責めたり脅したりする</p>  <p>相手を精神的に追い詰めて自分に従わせようとするのは脅迫という暴力の一種です。</p>

出典: 政府広報オンライン

リベンジポルノ



どうして私の裸の画像がインターネット上に...

リベンジポルノとは、恋人や配偶者との関係が終わった人が、逆恨みや嫌がらせで、相手の裸やわいせつな画像・動画などをインターネット上に配信することです。配信された画像などは、完全に抹消することはほぼ不可能です。

社会的にも大きなダメージを受けるリベンジポルノですが、これを防ぐには安易にそのような写真や動画を撮らせないことです。それでも、その時の勢いや断りきれずに撮られてしまった場合は、破局した際にお互いが持っているそのようなものをすべて処分することが必要です。うっかり流出させてしまった場合でもリベンジポルノと同じ結果になってしまうので、徹底的に処分することが一番安全です。

迷わないで！まずご相談ください。

男女が社会の対等なパートナーとしてさまざまな分野で活躍するためには、その前提として、女性に対する暴力はあってはならないことです。DVやそれに関する事で悩んだら、まずご相談ください。

「緊急時は、迷わず110番を！」

相談窓口

亀山市福祉事務所(☎83-2425)

亀山警察署生活安全課(☎82-0110)

配偶者暴力相談支援センター(三重県女性相談所 ☎059-231-5600)

『女性に対する暴力をなくす運動』のシンボルマークであるパープルリボンにちなんで、11月11日(金)～20日(日)の午後5時～9時に、三重県総合文化センターの広場がパープルにライトアップされるなど、全国的にさまざまな取り組みが展開されます。

皆さんも、この運動をきっかけに、一人ひとりが「女性に対する暴力」について、あらためて考えてみてください。

